第四管区海上保安本部公示第36号

水路業務法第8条に基づき次のとおり公示する。 令和7年10月16日

第四管区海上保安本部長 (公印省略)

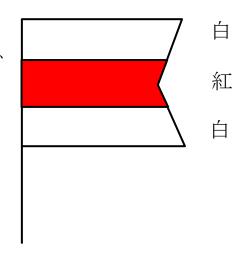
- 1 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所
 - 三重県尾鷲農林水産事務所長 山田 長生
 - 三重県尾鷲市坂場西町1-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

令和7年11月20日~令和8年2月9日(うち2日間)

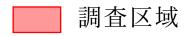
- 3 水路測量の実施方法GNSS による測位、音響測深機による測深
- 4 その他必要な事項

測量船は、水路業務法第17条に基づき、 水路業務法施行規則(昭和25年運輸省 令第55号)第6条に定める標識を揚げ る。



別図





海洋状況表示システム (https://www.msil.go.jp/) を元に作図